



訪問看護は、在宅と医療を結ぶ“ご利用者様の伴走者”

医療を生活になじませる仕事



～対象者～

訪問看護を希望し、主治医から訪問看護指示書を発行していただければ、どなたでもご利用できます
*精神科訪問看護は行っておりません

～ご利用の流れ～

医療機関やケアマネジャーを通じて依頼、またはご利用者様・ご家族様から直接お電話での依頼も承ります



概要と利用料金の説明をします *他の機関から説明が済んでいれば省略します



主治医に、訪問看護指示書を依頼します *原則、利用者から医師へ伝えることになっております ケアマネジャー、訪問看護ステーションが代行する場合があります



事前に関係者との話し合いを持つ場合があります



希望する間隔で定期訪問します *緊急時に対応できる体制もあります

～利用料金～

例) 週1回ごとに1時間訪問の場合 (月4~5回)

介護保険 (1割負担の場合)・・・ひと月 約¥4,000~¥5,000

医療保険 (1割負担の場合)・・・ひと月 約¥4,500~¥6,000

*公費負担医療制度が対象となる場合は負担額が変わります。

～利用目的～ どんな目的で利用するか

- ・病気や状態の悪化・重症化を防ぐ
- ・病気や心身に関する相談に対応し不安や負担を軽減する
- ・医療処置・管理・指導 (点滴やチューブ類の扱い方の指導など)
- ・医療連携、他機関との連携 など

～利用内容～ どんな内容を行うか

血圧・脈拍・体温・酸素飽和度の測定、呼吸音・腸蠕動音の聴取、全身状態の把握、医療処置、清潔ケア、排泄ケア、服薬管理、リハビリテーション、認知症対応、終末期ケア、医療・介護連携、精神的支援 など

月1回からご利用が可能

「状態が改善するまで」「在宅介護に慣れるまで」等、期間限定も可能

「生活の中にある傾向性を改善」「日々の予防が何よりの治療」

ご利用を心よりお待ちしております



社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部新潟県済生会
済生会三条訪問看護ステーション

三条市大野畑6番86-11号

電話番号：0256-35-8188

